

常務会規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第21条第3項及び理事会運営規程第9条を踏まえ、業務執行理事及び代表理事により構成される業務執行役員会（以下「常務会」という）について、迅速性、公平性、透明性、客観性の高い業務遂行を図ることを目的として必要な事項を定めるものである。

第2条（構成）

- 1 常務会は、次に示す者によって構成する。
 - (1) 会長（代表理事） 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 常務理事 若干名
- 2 常務会には、会長の要請により、前項に定める者の他、監事1名及び事務局長がオブザーバーとして出席できるとともに、審議案件に関係する専門委員会の委員長又は副委員長が出席できる。

第3条（招集）

- 1 会長は、必要がある場合、常務会をいつでも招集することができる。
- 2 前条第1項に定める会長以外の者は、会長に対して召集の理由を示して、常務会の招集を求めることができる。

第4条（権限及び責務）

- 1 常務会は、社員総会及び理事会において審議、決議又は報告する全ての事項（以下「審議事項等」という）に関して、法令並びに本協会の定款及び規程類（以下「法令等」という）に定める社員総会又は理事会の権限に抵触しない限度で、事前審議を行うことができる。ただし、常務会が、審議事項等に関して事前審議を行った場合には、かかる事前審議の内容を理事会に報告するものとする。
- 2 常務会は、前項に規定する案件の他、法令等において社員総会又は理事会の権限として規定されているもの以外で、本協会の運営に関して必要な案件の審議及び決議を行うことができる。ただし、この場合、決議内容は社員総会又は理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 常務会は、本協会がスポーツ庁等の国内行政機関及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等のスポーツ関連機関並びに世界パワーリフティング連盟、アジアパワーリフティング連盟及び公益財団法人日本体育協会等の国内外の競技団体を統括する上位団体（以下、これらをまとめて「関係機関」という）から得た情報等について、緊急を要する場合においてのみ、理事会に審議要請を行うことなく、管轄する専門委員会と協議の上又は協議を行うことなく単独で、関係機関等に対して返信、回答等の対応を行うことができる。ただし、対応後は、その内容について速やかに理事会に報告し、承認を得なければならない。又、管轄する専門委員会との協議を行うことなく単独で対応した場合

は、当該専門委員会にもその対応内容について報告しなければならない。

第5条（運営）

- 1 常務会は、会長又は副会長のいずれかが出席しなければ成立しないものとする。
- 2 議長は会長が担当する。ただし、会長が欠席の場合は副会長を議長とする。
- 3 常務会の議決は、出席者の過半数を以って行う。
- 4 常務会は、案件により事実関係の調査が必要と判断した場合は、審議等を進めるに際して当事者の意見を聴取しなければならない。
- 5 議長が必要と認めた場合は、関係者の聞き取り調査を行うとともに、常務会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 議事録は文書又は文書の電磁的記録により作成し、議長及び出席した理事の内から選出された議事録署名人1名が記名捺印又は電子署名をする。

第6条（機密保持義務）

- 1 常務会の構成員、常務会に出席した当事者及び参考人は、立場上知り得た全ての情報を常務会としての承諾なしに、無断で第三者及び不特定多数に対して提供又は開示してはならない。
- 2 前項の規定に違反した場合、「役員・職員倫理規程」により、処分の有無を検討するものとする。

第7条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、常務会で審議し、審議結果に基づいて理事会にて解決を図るものとする。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、平成28年4月5日に制定し、同日より施行する。
- 2 この規程は、令和3年9月25日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、令和5年7月5日に改訂し、同日より施行する。